

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(骨子)

令和2年5月25日 政府対策本部改定

【状況に関する事実】

●全国の緊急事態宣言を解除

- ・府県をまたぐ移動は、5月末まで自粛を要請
- ・「新しい生活様式」の定着や感染拡大予防ガイドラインの実践を前提に段階的に社会経済活動レベルを引き上げ

【全般的な方針】

- 一定の移行期間を設け、外出自粛や休業要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ。その際には、各知事が適切に判断し、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意
- 「新しい生活様式」の定着と感染拡大予防ガイドライン等の実践
- 感染拡大に備え、医療提供体制維持、検査機能、保健所の体制及びクラスター対策を強化
- 的確な対策により、感染拡大防止と社会経済活動維持を持続的に両立
- 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を実施

【対策の実施に関する重要事項】(本県に関する主なもの)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・PCR等検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者及び他の濃厚接触者に対する検査実施拡大に取り組み、院内・施設内感染対策を強化
- ・厚労省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示すとともに、対策促進のため、財政その他を支援。都道府県等は、各プロセスを点検し、対策を実施

(3) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ・文科省は「衛生管理マニュアル」において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知。地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめ

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ・概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和

※詳細は別紙

- 1) 外出自粛(職場への出勤を除く)、2) 催物(イベント等)の開催制限、3) 施設の使用制限等(2)イベント、5)学校を除く、4) 職場への出勤等、7) 水際対策、8) クラスター対策の強化、9) その他共通的事項等は大きな変更なし

(5) 経済・雇用対策

- ・感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルの引き上げ
- ・令和2年度第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。

(1) 情報提供・共有、(4) 医療、(6) その他重要な留意事項 は大きな変更なし

		基本的な考え方	①の段階 5/25～6/18		②の段階 6/19～7/9	③の段階 7/10～7/31	移行期間後 8/1～	
			～5/31	6/1～				
外出自粛	県間移動	○3密回避、マスクの着用等 基本的な感染対策の継続	都道府県をまたぐ移動は避ける	5都道県との間の移動は慎重に対応	全て自由			
	観光振興の観点からの人の移動	○「新しい生活様式」の定着のため、あらゆる機会に住民や事業者へ周知	県内観光の振興から取り組む		県外からの人の呼び込みを実施			
クラスター発生施設	ガイドライン等により一定の安全性確保(カラオケ、スポーツジム等)	○引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼	休業要請・利用自粛	業種別ガイドラインの徹底により緩和検討				
	現段階で安全性確保が困難(接待を伴う飲食店、ライブハウス等)		休業要請・利用自粛、更なる感染防止策等の検討		感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等の遵守による緩和検討			
催物(イベント等)の開催	コンサート等	○概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等を評価、段階的に要件(人数上限)を緩和	100人又は50%(屋外200人)		1,000人又は50%	5,000人又は50%	50%	
	展示会等		100人又は50%		1,000人又は50%	5,000人又は50%	50%	
	プロスポーツ等(全国的移動を伴うもの)	○態様に応じた感染防止策を検討(屋内・屋外、全国的・地域的等、コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭り等行事)	×		無観客(ネット中継等)	5,000人又は50%	50%	
	お祭り・野外フェス等	全国的・広域的	○基本的な感染防止策の徹底	×		×	×	十分な間隔(2m)
		地域の行事	○参加者名簿を作成して連絡先等を把握	100人又は50%(屋外200人)		○特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの		